

令和7年第3回長南町議会定例会

議事日程(第3号)

令和7年9月10日(水曜日)午後1時開議

- 日程第 1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 2 認定第1号 令和6年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第2号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第3号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第4号 令和6年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第5号 令和6年度長南町笠森靈園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第6号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第 8 認定第7号 令和6年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第 9 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 令和7年度長南町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第4号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第5号 損害賠償額の決定及び和解することについて
- 日程第14 議案第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	安 部 潤 一	2番	太 田 久 之
3番	鈴 木 ゆ き こ	4番	河 野 康 二 郎
5番	岩 瀬 康 陽	6番	御 園 生 明
7番	松 野 唱 平	8番	大 倉 正 幸
9番	森 川 剛 典	10番	加 藤 喜 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫	副町長	佐久間靜夫
教育長	糸井仁志	総務課長	河野勉
企画財政課長	江澤卓哉	企画財政課主幹	小澤元晴
税務住民課長	松崎文昭	福祉課長	山本和人
健康保険課長	長谷英樹	生活環境課長	三上達也
産業振興課長	石川和良	建設課長	高徳一博
ガス課長	金坂美智子	教育課長	三ツ木勝
教育課主幹	山口重之		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井隆幸 書記 山本裕喜

○議長（松野唱平） 皆さん、こんにちは。

本日が最終日となりますので、よろしくお願ひいたします。

◎開議の宣告

○議長（松野唱平） ただいまから令和7年第3回長南町議会定例会、第8日目の会議を開きます。

（午後 1時01分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり承認されました。

◎認定第1号～認定第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第2、認定第1号 令和6年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、認定第7号 令和6年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてまでは関連がありますの

で、会議規則第37条第1項の規定に基づき、一括議題といたします。

これらの決算認定7件については、会議規則第41条第1項の規定に基づき、決算特別委員長より審査結果及び結果の報告を求めます。

鈴木決算特別委員長。

[決算特別委員長 鈴木ゆきこ登壇]

○決算特別委員長（鈴木ゆきこ） ご指名をいただきましたので、決算特別委員会委員長報告をいたします。

決算特別委員会に付託されました認定第1号 令和6年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号 令和6年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてまでの審査の経過と結果についてですが、本委員会は、定例会初日である3日の本会議において設置され、議長を除く9名が委員に選任されました。同日に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に太田委員が選出されました。

9月4日、5日、8日の3日間にわたり委員会を開催し、予算執行が適正にされたか、住民福祉向上に寄与されたかなどに着眼する中で、関係職員から詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の結果、全ての認定において全員一致で次に述べる意見を付して、認定すべきであると決定しました。意見については、全委員が協議してまとめたものを次のとおり申し上げます。

審査意見。

一般会計。

1、今後も人口減少等の影響により、自主財源の確保が一層厳しくなることが予想される。そのため、引き続き特定財源の確保に努めるとともに、各事業の執行に当たっては、計画的かつ持続可能な財政運営の観点から、事務事業の効果や緊急性を的確に見極めた上で適切な執行に努めていただきたい。

2、税負担の公正・公平の原則に基づき、関係法令を遵守しつつ、さらに未収金の解消に取り組まれたい。

3、ふるさと納税による寄附獲得のさらなる促進を図るため、返礼品の拡充・充実に取り組まれたい。

4、地域農業を維持するために、国・県の補助制度などを活用して、新規就農者の確保や若手後継者の育成に努められたい。

5、町活性化に重要な地域おこし協力隊事業については、成果や効果を最大限に發揮していくために、住民との交流を深め、認知度向上に努めて、事業展開に取り組まれたい。

6、町道の維持管理や改修・修繕については、パトロールや住民からの通報も踏まえて、速やかな処理を行われたい。また、架け替えや修繕が多く残っている町の橋については、点検・修繕が必要なので、予算確保に努め、計画の推進を図られたい。

7、有害鳥獣による被害の軽減を図るため、さらに狩猟者の育成及び駆除活動の促進を行うとともに、民間企業と連携し、自然の有効活用に努められたい。

8、保育所及び学校給食に関しては、米やその他食材の価格高騰が続く中、補助金等の活用により、十分な量と品質の確保に努めていただきたい。また、オーガニック食材の提供や地産地消を取り入れた食育の推進にも積極的に取り組まれたい。

特別会計、介護保険特別会計。

9、高齢化比率はさらに上がり、老老介護の増加に対応する介護サービスのさらなる充実を行うこと。また、認知症のさらなる取組として、予防や早期発見施策の構築に努められたい。

次、事業会計、ガス事業会計。

10、ガス事業については、町民に安価で提供されている。今後は、電気エネルギーとの併用などの新たな活用を検討し、需要拡大と健全な経営の継続に向けて取り組まれたい。

以上、決算特別委員会委員長報告といたします。

○議長（松野唱平） これで委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。この質疑では、審査経過及び結果についての質問に限られますので、ご了承願います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論及び採決を行います。

初めに、認定第1号 令和6年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本案について、認定することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については認定されました。

次に、認定第2号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決いたします。

本案について、認定することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありますか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については認定されました。

次に、認定第3号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決いたします。

本案について、認定することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありますか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については認定されました。

次に、認定第4号 令和6年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決いたします。

本案について、認定することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありますか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については認定されました。

次に、認定第5号 令和6年度長南町笠森靈園事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決いたします。

本案について、認定することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありますか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については認定されました。

次に、認定第6号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決いたします。

本案について、認定することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありますか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については認定されました。

次に、認定第7号 令和6年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決いたします。

本案について、認定することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありますか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については認定されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平）　日程第9、議案第1号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平）　押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平）　なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平）　日程第10、議案第2号　長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、森川議員。

○9番（森川剛典）　この条例改正でマイナンバーで給付が便利になるのは分かるんですが、マイナンバーカードをお持ちにならないお子さんがいるのか、あるいはまた、保護者がお子様にカード登録を嫌がるような人がいた場合はどう対応するのか。そしてもう1点は、これらの条例が成立した場合の周知についてはどのように考えているかお聞きいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本和人） マイナンバーカードやマイナ保険証の作成につきましては任意でございますので、お持ちにならないお子さん等もいらっしゃるかと思います。また、マイナ保険証を作成されていない方につきましては、従来どおりの紙の受給者証により対応をすることになります。

また、周知についてでございますけれども、マイナ保険証を作成することで、医療機関等で受給者証を提示することなく資格確認ができ、受診できることなど、広報、ホームページ等で周知のほうをさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 登録すれば便利になるとそういうことですね。周知についてですが、分かりやすい的確な情報周知をお願いいたします。マイナンバーカードは進化を続けており、従来の健康保険証は2025年12月2日以降、原則、使用できなくなったり、2025年3月からは運転免許証との一体化、いわゆるマイナ免許証も順次始まっています。また、直近では、2026年度には磁気の新たなカード導入もされて、利便性が増すという情報も流れていますが、今朝情報を確認すると、2025年6月の閣議で、2028年度からという情報だということです。

また、我が家の先日の話で恐縮ですけれども、町から送られてきたマイナンバーカードの保険証と資格確認書の説明がありましたが、妻と私も首をひねって不安になり、結局人間ドックを受診する医療機関に直接電話で確認をいたしました。また加えて、ある医療機関の受付では、複数の方がこのことについて質問されたり、分からぬからマイナンバーカードと資格確認書、そういうものを両方持ってきたというお話を複数あったということです。

このように、マイナンバーカードの情報も次々と変わってきます。それが私たちの医療生活に影響しています。日々変わる情報については提供時の日付等を入れるとか、見る側に分かりやすい的確な情報周知をお願いします。もう一つは、この条例改正による関連として、マイナンバーカードのソフト面の進化だけではなく、利用するときのハード面の使い方も考慮してほしいということです。皆さんも医療機関でよく目にするといますが、お年寄りたちは窓口でマイナンバーカードの使用に苦労している姿を見かけます。例えば、身長が足りなくて顔認証が届かなかったり、その他バリアフリー的な要素を要するに目にしております。今回の子供たち、障害者はどうなのか。車椅子だったり、その他の理由で窓口で苦労する場合もあると思います。

医療機会の是正とか、お願ひだとかお話する場があれば、ソフトと表裏一体のハード面についても、バリアフリー的に使い勝手がよくなるようにお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（松野唱平） ほかに質問はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第11、議案第3号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 一般会計補正予算の商工費の旧笠森ドライブインの解体工事の3,500万円の内容について、何点か教えていただきたいと思います。

1つ目が工事の内容、どのくらいの範囲を壊そうとするのか、全部かもしれませんね、工事の内容、範囲。

2つ目に、解体が終わった後の状況はどうなるのかと。砂土で盛ってあるのか、砂利を入れるとか、その辺がもし分かれば教えてください。

3つ目が予算の3,500万円という数字の根拠。どこからこの数字が出てきたのかということを3つ目でお聞きします。

4つ目で工事の発注の方法。入札の方法、指名競争、普通の入札とか随契とか、その工事の発注の方法と町内業者をこの工事業者に考えているかどうかというのを併せて4つ目ですね。

5つ目に予定の工期。いつを目途として行うかと。

それから最後に、この地の出でないかどうか分かりませんが、将来の活用の計画がもしあればお聞きします。

以上、6点よろしくお願いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

小澤企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小澤元晴） それでは、ただいまのご質問いただきました件につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、工事の解体の範囲ということでございますが、こちらにつきましては、併用している住宅を含む旧笠森ドライブイン他の建物の全てでございます。

続きまして、最終的な解体が終わった後の形態ということでございますけれども、こちらにつきましては、建物を解体した後の状態は土の状態になります。

続きまして、3,500万円の根拠ということでございますが、こちらにつきましては、専門業者からの参考見積りを根拠としております。

続きまして、工事の発注方法、また入札方法、それから、町内の業者を検討しているかということでございましたが、発注方法につきましては、指名審査会で審議の上に決定されるものでございますので、現段階ではお答えすることができません。また、町内業者かどうかにつきましても、発注方法同様、審査会での審査の上決定されますので、ご理解のほうをいただければと存じます。

それから、予定工期のほうでございますけれども、工期のほうは令和8年の3月末までを想定しております。

続きまして、農地の今後の活用計画でございますけれども、こちらにつきましては、今後検討してまいります。

以上となります。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。

1つだけですね、3番目の3,500万円の根拠といいますか、専門業者というお答えでございましたが、1者なのか数者なのか、検討したのか、この業者名が出来ますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

小澤企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小澤元晴） ただいまの質問でございますけれども、見積り微した業者は1者でございますが、こちらにつきまして解体の資格を有している専門業者になっております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。以上です。

○議長（松野唱平） ほかに質問ございますか。

9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 2点お聞きします。関連がありますが、一問一答方式でお願いします。

まず最初に、11ページと12ページに教育総務費と保健体育費で、給料、職員手当とありますが、支出理由についての説明をお願いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） こちらの支出理由ですけれども、まず教育総務費、こちらは教育委員会の事務局費でございます。こちらは当初5名で算定をしていたものが、人事異動によりまして6名になったことによりの増。そして保健体育費、こちら求職上の関係でございます。こちらは、前年度まで、こちらの職員は暫定再任用職

員だったものが4月から正規職員になったことによりまして、給料等職員手当のほうが増になったと、このような理由によるものです。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 了解いたしました。

続いて、4ページの給食所調理業務委託料についてお聞きをいたします。質問の趣旨は、3年間の債務負担行為で行うということは、今後も給食所施設を当面使っていくのかなということになると思うんですね。費用対効果を考えたときに、他町村のように施設等の老朽化の区切りで民間に全面委託などを考えて、検討はしていないかと、そういうことについて伺いますが、そういう観点から、まずは委託料の内容についてお聞きをいたします。

今年度の予算では、調理業務委託料は3,045万9,000円となっていますが、この議案の金額1億98万円を令和8年から10年までの3年間で均等割をすると、1年間で3,366万円になります。10.5%の大幅な値上げになります。予算書を見てみると、その上に施設管理委託料303万5,000円を入れると、ちょうどこの3,360万に近づくんですけども、令和7年度との予算と違っていることをちょっと説明してください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

山口教育課主幹。

○教育課主幹（山口重之） 令和7年度予算に計上されている施設管理委託料303万5,000円につきましては、調理業務委託とは別にボイラー保守点検、炊飯器保守点検、チームオーブン保守点検など主に設置されている調理機器に係る維持管理に関する委託費用となっております。令和8年度以降の調理業務委託の上昇につきましては、千葉県においても最低賃金が近年おおむね毎年50円前後上昇していることや、人口減少に伴う人手不足など複数の要因が重なり、物価上昇と人件費上昇など同時進行が背景にございます。

この影響は、給食調理業務委託にも及んでおり、委託料の算出に当たっては、今後の動向や各種影響を加味した上で試算いたしましたが、人件費の上昇見込み分が大半を占めております。さらに、人件費上昇に伴い、福利厚生費や社会保険料も比例して増加することが予想されますので、全体としては、委託料は10.5%の上昇を見込ませていただきました。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） ということで、この施設管理委託料は関係なかったと。あくまでも物価上昇、そういうもので10.5%値上がったということが分かりました。

それでは2点目で、この債務負担行為を3年間で行うということについてお聞きをいたします。

給食所施設費、今年度の予算9,882万5,000円で、昨年度は9,411万5,000円、471万円増えています。これに加えて学校給食補助金は、小・中で2,074万円ほどです。これは支出です。単純な計算ではいかないんですが、主要成果報告書の給食数7万8,691、こんな数字で割ってみて概算を考えてみると、1食当たり1,557円という金額が出ます。このほかにも経費は生じていて、先ほどの補正予算分の職員の給料とかそういうものは入っておりません。

私は、子供たちの大切な給食だからお金はかけてよいと思っていますが、数年前のNHKのニュースで、横浜市でやはり1食1,000円前後以上の数字が話題になっていました。近隣町村でも全面委託の話も出ているところもあります。小・中学生が減り、給食数が減少する中、施設の老朽化が進み、今年度はボイラーを替える予算として875万円を支出しています。

そういう状況の中で、複数面の債務負担行為を考えているメリット部分の説明と、最初に述べたとおり、将来的に全面委託などを考えているか、検討しているか、このことについて伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

山口教育課主幹。

○教育課主幹（山口重之） ご質問いただきましたうち、まず、調理業務委託のメリットにつきましてですが、人事管理が不要になるため、事務負担が軽減される点が挙げられます。また、調理員の予期しない長期休暇や退職、感染症など人事不足が発生した場合も委託業者による柔軟な人事対応が可能となります。加えて、調理場における衛生管理など専門性の高い業務の徹底により、調理業務全体の効率化が図られ、さらに複数年契約を結ぶことで安心・安全な学校給食を継続的に提供できるものと考え、令和5年度から調理業務委託を開始しております。現在でも状況は同様でありますので、今回も委託の検討を行うべく、債務負担行為を設定させていただきました。

次に、将来的な全面委託の考え方についてのご質問でございますが、学校給食法によりますと、公立小・中学校における学校給食の実施主体は、学校の設置者である市町村であります。同法により、施設や設備に関する経費は設置者の負担とされております。そのため、町が実施主体として業務を行い、調理業務など業務の一部を委託しております。

本町の給食所におきましても、修繕、補修などを行い、施設の維持管理に努めておりますが、老朽化の影響もあるため、今後の具体的な方針や方向性につきましては、検討を進めていく必要があると認識はしております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 調理業委託を3年間で債務負担行為をするメリットは分かりました。子供たちの食育も含めた大事な給食ですから、やたらに費用対効果だけでは言いませんけれども、やはりコスト意識や目的意識もしっかりと持って給食を今後も検討していく中で、そういう委託も含めいろいろ検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） ほかに質問はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第12、議案第4号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第13、議案第5号 損害賠償額の決定及び和解することについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、太田議員。

○2番（太田久之） 給与は対価ですので異論はないのですけれども、5点ほど質問させていただきます。

今回の事案の原因について。

2点目、今回の支払いについての税の取扱いについて。

3点目、給与に関して期末手当や退職金等にも影響があると思いますが、対応はできているのか伺います。

4点目、対象者が34名で期間も長いことから、退職者も含まれているかと思われますが、対応はできているのか伺います。

それで5点目として、今後の改善策、または再発防止策はどのようなことを考えているのか伺いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） それでは、太田議員さんのご質問、1点ずつお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目、今回の事案の原因ということなんですけれども、今回の事案は大きく2つの要因があるものと考えております。

まず1点目としましては、昇格時の号給を格付けます際に用います昇格時号給対応表、こちらあるんですけれども、こちらの対応取扱いをまず誤ってしまったこと。2点目として、その誤りのチェック体制が甘かったことの2つだと思っております。

昇格時号給対応表といいますのは、職務の級が上がった際に、新しい級のどの号給に配置をするかを決めるための対応の早見表のようなものというふうにお考えいただければよろしいかと思います。この表に当てはめて昇格後の号給が決まりまして、通常の勤務評価である職員の場合であれば、その号給から4号給の昇級と、このようになるわけです。しかしながら、今回の事案では、昇格時号給対応表で決定をした号給から4号給を上げるべきところ、対応表に記載をされている号給、そちらのほうを読んでしまって、そちらで号給を決定してしまった、これによりまして1号給から4号給、人によってなんですけれども、級のずれが生じてしまったというものですございます。

この誤りにつきまして、決裁の中で本来であればかなりのチェック体制がきちりしていれば、このミス防げたと思うんですけども、そのあたりがチェック体制が機能していなかつたことも大きな要因の原因だったのかなと、このように考えております。

続いて、2つ目のご質問です。今回の支払いについての税の取扱いということですけれども、損害賠償金の所得区分や課税、非課税の区分につきましては、一概に決まっているものではなく、賠償金の内容により取扱いが異なるものとされており、今回の賠償金に対する税の取扱いは非課税扱いとなります。考え方の整理としましては、税制上賃金として課税対象となる所得と補償的性格を有する金銭的給付とは区別して取り扱うものでございまして、今回の賠償金の性格は、過去に発生をしました格付誤りという業務上の不備を是正するた

めの補償的性格を有しているという考え方で、職務対価としての賃金所得というふうには考えておりません。

このような整理の中で、税制上の扱いとして非課税として判断をさせていただいております。

続いて3点目、給与に関しては、期末手当や退職金にも影響があると思いますが、対応はできているのかというご質問でございますが、賠償金の算定に当たりましては、給与全体の本体となります給料のほか、給料額の差額における影響が生じております期末手当、勤勉手当、時間外手当等を全て今回の算定に含めております。また、退職訂正につきましても、5年まで遡って訂正することが可能となっておりますので、全ての該当者にこちらの対応ができるということになってございます。

続いて4点目でございます。対象者が34名ということで期間も長いことから、この中に退職者も含まれているのかということで、対応ができていますかということなんですけれども、先ほどお答えしたとおり、退職者も5年まで遡れるということでございますので、34名に当然退職者も2名ほど含まれておるんですけれども、対応のほうは全てできております。

最後の質問、5点目の今後の改善策ということです。今回もこの給与事務につきましては、人事異動によりまして、経験年数の少ない職員が事務処理を担当する際には誤りが生じやすくなることもあるのかなというふうに考えられます。そのような中で、誤りを防止する最も有効的な方策としましては、やはりチェック体制の構築が必要と考えております。昇級や昇格等の決裁について、係員から係長、課長補佐、課長といいました複数のチェック体制をより厳しいものにしまして、誤りのほうを防止してまいりたいと、このように考えております。

また、給与事務は複雑なものでもございますので、昇級、昇格ですか、人事異動等に関わります事務処理について、事務処理マニュアルのようなものを整理することによりまして、今後は誤りが起きないように十二分に努めながら、防止対策のほうを行っていきたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 改善策等、伺いましたけれども、税金も非課税だというのは、ある意味住民の方から見れば、給料をもらって、住民の方は税金を住民税やら所得税やら支払っているわけですよね。たまたまこういうミスがあつて賠償責任、こういうような形になったから税金が払われないというのは、ちょっと一般住民の人からしていれば納得ができないというようなところもあるかと思います。ただ、職員にしてみれば、給料は働いた対価ですので、私はこれで本当先ほども言いましたけれども、これ支払うことはやぶさかではないと思います。

チェック機能といいますけれども、やはりこれ皆さんに共通するかと思うんですけども、我々もそうですけれども自分を守る意味でも、それこそ組織が守る意味でも、1人に任せるんじゃなくて、確かに今DXとかそういう時代になってきていますけれども、機械に頼るのも、それは時短とか労務費の削減にはつながるかと思いますけれども、やっぱり人が基本でやっていかないと間違った方向に走ってしまうと思いますので、チェックだけは本当きちんとしていただきたい、それこそお金を預かる部署の方は、やはり住民の方のお金を預かるという意味も含めたところで、慎重にチェック体制とかを、今後これからもあってはいけないことですけれども、チェック機能というのはきちんとしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平）ほかに質問はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平）押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平）なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平）日程第14、議案第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平） 押し忘れはありますか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり同意されました。

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって、会議を閉じます。

令和7年第3回長南町議会定例会を閉会します。

(午後 1時56分)